

## 脱サラ後の健康保険と会社設立のメリット

Aさん

脱サラ後の健康保険はどのようにしたらいいですか？

まず、①の「任意継続」ですが、今まで加入していた協会けんぽを会社退職後も継続できるということですか？

標準報酬月額が30万円で、会社負担分も併せて負担する場合の保険料はいくらですか？

次に、②の「国民健康保険へ加入」する場合は、どうなりますか？

いずれにしても、かなりの金額を持ち出しで負担しなければならないようですね。他に何か良い案はありませんか？



そのような方法があるとは、まさに「目からウロコが落ちる」感じです。早速、会社を設立して役員になることも考えてみます。

税理士のJunさん

基本的には、次の①～③のうち、三者択一と言われていました。

- ① 今までの健康保険の「任意継続」(最長で2年)
- ② 市区町村の「国民健康保険へ加入」
- ③ ご家族の健康保険の被扶養者に入れてもらう

仮に、③が適用できない場合には、①か②の二者択一ということになります。

退職日までに被保険期間が継続して2ヶ月以上あり、退職日の翌日から20日以内に手続きをすれば、「任意継続」が可能です。

退職後は会社負担分も併せて負担することとなりますので、原則として、退職時の健康保険料の2倍となります。ただし、退職時の標準報酬月額が30万円を超えていた場合には、標準報酬月額は30万円で計算することとなります。

都道府県によっても違ってきますが、例えば、東京都で標準報酬月額が30万円の場合、40歳までが29,610円、40歳からは34,980円です。

「任意継続」の保険料は、保険料率の変更がない限り、2年間同額です。

会社を退職すると給与がなくなりますので、天引きではなく、この保険料は手持ちの資金から捻出しなければなりません。

「任意継続」の場合には、今までと同じように家族も被扶養者に入れることが可能です。

国民健康保険の保険料は、加入する世帯の人数や前年の所得などによって決まります。具体的には、お住まいの市区町村の国民健康保険担当課にお問い合わせください。

何か収入を見込めるものがあれば、例えば、**会社を設立して役員となり、会社から役員報酬を受け取り、協会けんぽの健康保険に加入する**という方法もあります。

例えば、会社から毎月88,000円の役員報酬をもらう場合、「健康保険」の個人負担は、40歳までが4,342円、40歳からは5,130円で、同額を会社が負担するとしても、かなりの割安感があることとなります。

しかも、サラリーマン時代と同じように、家族を被扶養者に入れることが可能です。

